余裕期間制度適用工事 (任意着手方式) 復興係数・復興歩掛 適用工事

入札公告

1号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。 また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項(建設工事)(以下「共通公告」という。)による。

令和3年1月15日

東広島市長 髙 垣 廣 德

2 工事管理番号 7-102-0506

 3 工事場所
 東広島市志和町志和西

 4 工事概要
 土木施設災害復旧事業

乗本川

コンクリートフ゛ロック積工 A=36m2、小口止工 N=2箇所

農業用施設災害復旧事業 大正池ほか ほか2箇所

掘削 V=1,415m3、盛土 V=3,070m3、ふとんかご L=20m

5 工期 本工事は、工事の円滑な施工を確保するため、余裕期間(任意着手方式)を設定する。

※別紙「余裕期間制度適用に関する事項」のとおり。

6 予定価格 58,459,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

7 最低制限価格 有り

8 建設工事の種類 土木一式工事

9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(6)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格者と して認定されている業種	土;	木一式工事						
(2) 東広島市水道局指定給水装置工事事業者の指定	不要							
(3) 建設業法第15条の許可(特定建設業許可)の要否	7	下要						
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項 で許可を受けた営業所とする(以下同じ)。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業 所」欄に記載されている営業所とする(以下同じ)。 ※本店とは、登記されている本店とする(以下同じ)。	広島県内に営業所を有する者							
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級(格付け)とは、東広島市建設工事等請負業者選定 に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで平成	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って	認定等級 (格付け)	A又はB				
に関する規程第4条第1項に規定する質格の格別のことで平成 31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書 に工事種類別に記載されているものをいう。		継続して1年以上有する者	年平均完成 工事高	問わないもの とする				
※年平均完成工事高とは、平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載		広島県内に主たる営業所を 有し、かつ、東広島市内に営	認定等級 (格付け)	A又はB				
された工事種類別のものをいう(東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、 年平均完成工事高は問わない)。	1	業所を有する者(アを除く)	年平均完成 工事高	問わないもの とする				
十十つ九以上寺向では向かない)。	ウ	広島県内に主たる営業所を	認定等級 (格付け)	A又はB				
		有する者(ア、イを除く)	年平均完成 工事高	問わないもの とする				
	エ	東広島市内に営業所を有す	認定等級 (格付け)	A又はB				
		る者(ア、イ、ウを除く)	年平均完成 工事高	問わないもの とする				
	才	広島県内に営業所を有する	認定等級 (格付け)	A又はB				
		者(ア、イ、ウ、エを除く)	年平均完成 工事高	問わないもの とする				
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項 4」の基準等を満たすこと。	問	わないものとする。						

- 10 その他入札条件(詳細については共通公告に記載)
 - (1) 使用契約約款:「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」(東広島市ホームページ掲載のもの)
 - (2) 落札者は契約後、工期の始期までに次のいずれにも該当する技術者を施工現場に専任で配置しなければならない。
 - ア 土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者
 - イ 土木一式工事の経験(監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る)を有する者
 - ウ 配置時点で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること)にある者
 - エ 1号工事における技術者の資格要件及び技術者の配置については、共通公告 4 (2) 及び(3) にかかわらず、次のとおりとする。
 - (ア) 工期の始期以降に工期の終期が到来する工事に配置されていないこと。ただし、次のa又はbに該当する場合を除く。
 - a 工期の始期以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、工期の始期の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合
 - b 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用される工事にあっては、4件(本件工事を除く。)以上の公共工事の主任技術者等として配置されていない場合。本件工事が、建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあっては、それぞれの工事(本件工事を含む。)の発注者から兼務の承認を必要とする。 ※災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年
 - 7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
 - (4) 契約後、配置した技術者を変更できる場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
 - (ウ) 技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合において、入札の結果、請負金額が3,500万円(税込) (建築 一式工事の場合は7,000万円(税込)) 未満となる場合においても、実工期中は当該技術者を専任で配置しなければならない。
 - (エ) 工事の始期において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者(当該事項に関して必要な変更届を、工事の始期の前日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。)の配置は認めない。
 - (3) 市町村税の滞納のない者対象案件:共通公告1(11)参照
 - (4) 完全電子案件: 共通公告1(12)参照
 - (5) 電子くじ実施対象案件:共通公告5C(3)参照
 - (6) 社会保険未加入対策対象案件:共通公告5J参照
- 11 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

	提出	資	料	詳	細
資	(1) 経営事 評定値追		査の総合 の写し	開札日の前日から1年7か月前以降の日を審査	基準日とするもの
格	(2) 施工第 定技術者			必要なし	
要	(3) 会社の		を確認す	必要なし	
件	(4) 技術者 するため			必要なし	
確	(5) 技術者 するため			必要なし	
認	(6) 誓約書	ŧ		様式第4(原則、添付ファイルはWord形式	で提出すること)
資	(7) 建設業 紙二の写		申請書別	9(5)のイ、エ又はオに該当する者のみ必要	
料	(8) 経営業 者及び専 認するた	F 任技	術者を確	必要なし	
(9)	媒体提出局	i i			面又はCD-Rにより持参する提出資料があるとき 用しWord形式の添付ファイルとして提出すると 付すること。

12 日程等に関する事項

	, . ,		V1 / a	, , , ,													
手	- 続	き	等	期	間	•	期	月	等	場	所	•	留	意	事	項	
公	4	Ė	日	令和3	年1月	月 1	5 日			東広島市ホームへ	ページ	及び	契約課掲示板	に掲示す	る。		
設計図書	b	用 監	令和3	年1月	月 1	5日~	\sim		東広島市ホーム〜	ページに	こ掲載す	^ト る。					
	膏 ♥ノー	別 見	令和3	年1月	月 2	1 日			※設計図書を閲覧	してい	いない書	針のした入札は	、無効と	する。			
左 左 :	質問書提出期間	#田 月日	令和3年1月15日~						質問書(様式第7) に。	より下オ	、道部下水道建	設課へ持	参すること	0		
貝!		令和3年1月25日						提出期間後の質問は受け付けない。									
	回答書閲覧期間	#田 月日	令和3	年1月	月 2	9日~	~		東広島市ホームへ	ページに	こ掲載す	^ト る。					
		炒门门	令和3	年2月	月 3	日			回答書の有無を確	認し、	回答書	書がある場合は	、必ず閲	覧すること	0		
				令和3	年2月	月 2	月										
入	+1	期	間	(午前	9時~	~午	後5日	寺)	及び	電フオ 打 学シッコ	テムを利用して入札を行う。						
	个L	刔	[1]	令和3	年2月	月 3	日			电丁八化寺シヘノ 	ムセイ	小用 しい	八化を打り。				
				(午前	(午前9時~午後4時)												
開	札	日	時	令和3	年2月	月 4	日			表フ1打 字(木紋 4 『比) で行る							
用用	4,r	. Н	H4.	午前	9時	1 0	分			電子入札室(本館4階)で行う。							
事	後	審		開札後						 電子入札等システムで落札者決定通知を行う。							
- K		н		査し、	その行	发落	札決定	ごを?	行う。								

13 入札金額の積算内訳書に関する事項

本工事に係る入札金額の積算内訳書への記載は、直接工事費、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費のみの記載も可とする。(工事数量総括表に複数の工事箇所が記載されている場合は、工事箇所全てを合計した直接工事費、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費のみの記載も可とする。)

14 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 (東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930)

余裕期間制度適用に関する事項

- 1 本工事は、任意着手方式により、余裕期間を設定した工事である。
- 2 本工事の全体工期は、契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

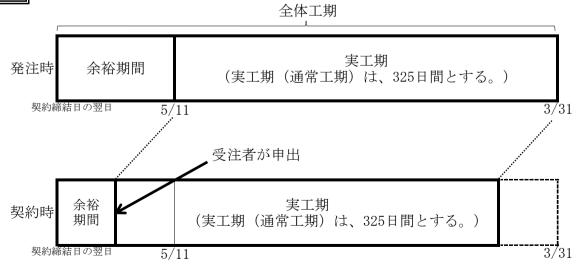
本工事の通常工期は、325日間とする。

本工事の工期の始期を選定する期限日は、令和3年5月11日とする。落札者は、落札決定後、契約を締結するまでの間に、「様式1」により工期の始期の申出をすること。

- 3 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 主任技術者又は監理技術者の配置に係る要件は、工期の始期時点において満たしているものとする。ただし、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係は、開札日前までに連続して3か月以上存在するものとする。
- 5 工期の始期までの現場管理等の取扱いについては、次のとおりとする。 (1)余裕期間内の現場管理は、発注者が行うものとする。 (2)受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことができるが、現場への資材 の搬入、仮設物の設置等、工事の着手(測量等、現場作業が伴うものを含む。) を行ってはならないものとする。
- 6 受注者は、工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することができないものとする。
- 7 その他、余裕期間制度適用工事については、「東広島市余裕期間制度適用工事に 係る事務取扱要領」によるものとする。

参考

任意着手方式



※実工期とは、契約上の工期となるものをいう。